

平成26年度 第2回 日進市地域包括支援センター運営部会 議事録

開催日 : 平成27年3月19日(木)

開催時間 : 13:30~14:50

開催場所 : 日進市中央福祉センター 2階 集会室

出席者 : 委員 市岡俊寛(部会長) 井手宏(副部会長) 山岡林二
田中八隆 千葉佳代子 橋野玲子
事務局 市川課長 川本主幹 水谷主査

傍聴の可否 可

傍聴の有無 無

議題 1. 平成26年度日進市地域包括支援センター事業実施方針および事業実績(見込み)、事業計画(案)について

2. 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性について

3. その他

議題1 平成26年度日進市地域包括支援センター事業実施方針および事業実績(見込み)、事業計画(案)について

市 資料に沿って説明

委員 別紙資料の介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護事業所へのケアプラン作成委託率を市の目標として50%としているが、事業所を行えば、包括の事務量が減るので、包括に支払う委託料を減らす事ができないか。

市 包括への委託料について、事業所委託率が上がったから支払いを減らすということは行いません。委託率50%は数値目標であります。また、包括もケアプラン作成以外の業務を多岐にわたり行っていますので、ご理解をお願いいたします。

委員 総合相談業務の西部地域包括が行っているMIO香久山での出張相談について、どれくらいの効果があるのか。

市 MIO 香久山での出張相談が介護支援に直接結びつくケースは少ないです。ただ、介護相談だけではなく血压測定や健康相談をあわせて行っていますので、地域包括支援センターの周知を図り、住民に存在を認識していただく意味が大きいです。

委員 資料を見せていただいたが、事業実績の報告について会議を何回行ったというだけでなく、会議を行った結果、内容はどうかという検証が必要かと思う。もし、来年度以降も会議を行うのであれば、この点も配慮して報告を行ってほしい。

もう1点、来年度は日進市社会福祉計画や行動計画が公表されるため、その内容を反映した事業実施方針を作成してほしい。

市 委員からいただいたご意見につきましては、来年度以降の報告書に反映できるようにさせていただきます。

委員 1年前にも他の委員が同じ質問をしたが、介護予防事業を行った後の追跡調査を愛知県が取りまとめしているとのことだったが、その後、結果は公表されたか。

市 まだ、県より通知されていません。

委員 成年後見制度について、市の補助を受けて後見人の報酬を支払った方が2件となっているが、それ以外の方は困難な生活の中で、どのように報酬を支払っているのか。

市 後見人への報酬は、家庭裁判所への申立てによって本人の資産等より審判により決定され、本人の資産によって決まりますが、報酬が低額であったり支払い困難な方は尾張東部成年後見センターを通じて、困難な方でも受任していただける司法書士等を探したり、尾張東部成年後見センター自体が法人として後見受任をしたりして対応をしています。ただ、生活保護等報酬を支払うことによって生活がより困難になる方については、市が報酬助成をおこなっています。

委員 別紙資料の介護ケアマネジメントの実績について、サービス利用なしの人数が上がっているが、介護認定を受けても介護報酬の1割負担を支払えないために、サービス利用をしていないのか。また、そのような方に対して市からの対応はできないのか。

市 認定後、サービス未利用の方については、包括から電話連絡をしたり直接自宅に訪問をしたりして対応をしていますが、介護報酬が払えないのでサービス利用をしていないという訳ではなく、とりあえず介護認定を受けるが、その後は何も利用しないという方だと思われます。

委員 病院を退院する際に、とりあえず介護認定を受けてくださいと指導される医師が多いので、サービス未利用の方が増加するということもあります。そのような方は、介護サービスは全く利用していないけど介護認定の更新だけは行うというケースが多いです。

委員 要介護認定者数で、平成26年と平成27年を比較すると、要介護3が減り要介護2の人数が増えている。施設入所の基準が要介護3からとなるので、区分が変えられているのではないか。

市 介護認定合議体の結果を確認していますが、要介護区分を軽度にする認定はほとんどなく、区分を重度にする変更が多いです。

議題2 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性について

市 資料に沿って説明

委員 特に質問はなく承認しました。

議題3 その他

市 平成27年度より市の体制が機構改革により変更となります。福祉部を再編して、健康福祉部と子ども福祉部に別れて、健康福祉部は新たに健康課と保健年金課が編入され、児童課が子育て支援課と子ども課に分かれ子ども福祉部となります。

福祉課と高齢福祉課も地域福祉課と介護福祉課に再編され、現在までの部会が高齢福祉課が所管していましたが、来年度からは地域福祉課が所管することになりました。また、運営部会等の見直しを行いまして、運営協議会を一本化して委員を20名で構成し、今後の各運営部会を進めていく際には、その20名の委員を部会ごとに集めて進めていくこととなります。

(終了)